

請願書受理から不採択までの経緯

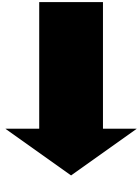
2025年8月25日

松田町議会 請願受理

「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し、現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」

町政などについて意見や要望があるときは、誰でも請願・陳情を議会に提出する事ができます。

請願は議員の紹介が必要です。



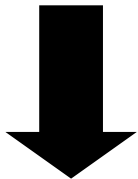
2025年9月4日

議会運営委員会

産業厚生常任委員会に付託と決定

受理された請願は議会運営委員会で取り扱いを決めます。
代表的な取り扱い方法としては、次のようなものがあります。

- 所管の委員会に付託して審査する（原則的な方法）
- 本会議で直接審査・採決する
- 議長預かりとする（軽微な内容など）
- 付託せずに終了とする（議会の権限外や不備がある場合など）



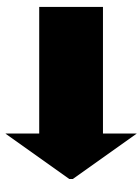
2025年9月12日

産業厚生常任委員会審査

請願者や松田町職員の説明を受けて、状況等を確認し審査。審査の結果、本請願については「趣旨了承」とすべきものとする。

「趣旨了承」とは

内容に全面的には賛成できないが、その基本的な考え方や意図を理解・賛同したことを示す際に使われる、より限定的な判断



2025年9月17日

第3回議会定例会

産業厚生常任委員会報告及び審議

本会議で委員会報告を行い、質疑・討論をし、採決の結果、賛成少数（賛成3：反対8）で趣旨了承を不採択。

本会議では委員会での審査結果を報告。それと共に質疑・討論で議論を深め採決します。

その後本請願原案を採決し、採決の結果、賛成少数（賛成2：反対9）で不採択。